ff　「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

gg　項番16「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番４「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

hh　項番17「マーケット・リスク　うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第二十一面の開示を行う場合、同面の項番９「合計」の項の額と一致する。

ii　項番18「マーケット・リスク　うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第四面の開示を行う場合、同面の項番８ｃ「当四半期末におけるリスク・アセット」の項ヘ欄の額と一致する。

jj　項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

kk　項番23「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の四の二の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百七十八条の四の二の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ll　「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第八条第八項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の自己資本比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

mm　項番24「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第三十条又は第四十一条の規定により自己資本比率告示第十九条各号及び第十九条の二第一項又は第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

nn　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

oo　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

pp　この面におけるロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

（第二面）

（単位：百万円）

ＣＲ１：資産の信用の質

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 （イ＋ロ－ハ）
		デフォルトした エクスポージャー	非デフォルト エクスポージャー		
	オン・バランスシートの資産				
1	貸出金				
2	有価証券（うち負債性のもの）				
3	その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）				
4	オン・バランスシートの資産の合計（１＋２＋３）				
	オフ・バランスシートの資産				
5	支払承諾等				
6	コミットメント等				
7	オフ・バランスシートの資産の合計（５＋６）				
	合計				
8	合計（４＋７）				